

**第7次エネルギー基本計画の策定に
際し、1・5度目標の確実な実現を
目指すことを求める意見書**

昨年は地球沸騰化と指摘され、産業革命前から1・45℃上昇し、過去10万年で最高の気温上昇を記録しました。これまでの予測以上のスピードで気候崩壊の切迫性が強まり、気候危機対策は待ったなしの状況へと追い詰められています。

昨年12月にはCOP28が開催され、1・5℃目標の確実な実現のために「化石燃料からの脱却の加速」「2030年までに再生可能エネルギー容量を3倍、省エネ改善率を2倍」等という国際合意が確認されました。また、第1回グローバル・ストック・テイクの成果文書が出され、各国は、この成果文書を参照して、2025年までに次期目標（2035年目標）を立てることになりました。

我が国では、今年、第7次エネルギー基本計画の策定、そして来年のCOP30へ向けた2035年目標が確定される予定です。日本も責任の大きい先進国として、世界に後れを取らないよう国際的合意に足並みをそろえ、1・5℃目標へ向け、確実

な実現を目指すために以下を求めます。

記

(1) 第6次エネルギー基本計画において「2℃以下、1・5℃へ努力する」と記しているが、第7次エネルギー基本計画では1・5℃目標を目指すこと。

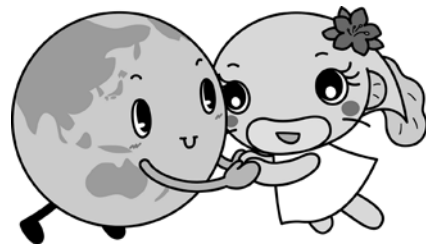
(2) 1・5℃目標の実現のために、日本のCO2削減目標を46%から60%以上の引き上げを目指すこと。

(3) 2030年再生可能エネルギーの設備容量を3倍とすることを目標と掲げ、再エネ拡大のための優先接続制度、フレキシビリティ確保のための仕組みや電力系統の拡充に大規模な予算を投入すること。

(4) COP28では省エネ改善率2倍が合意されている。日本のエネルギー消費に占める建築物業務部門と家庭部門の割合は3割である。2030年よりも前倒しでZEH・ZEB(ゼロエネルギーハウス・ゼロエネルギービル)の義務化を目指すこと。

(5) 消費者が賢く電力使用量を制御すること、電力需給バランスを整えるための仕組み・DR(デマンド・レスポンス)の活用策等の制度整備を推進すること。

(6) 炭素税を段階的に引き上げ、化石燃料からの脱却を目指すこと。



**都市再生機構(UR)賃貸住宅の家賃
減免実施を求める意見書**

吉川市内には約1960戸の独立行政法人都市再生機構(UR)の賃貸住宅があり、多くの市民が居住している。UR住宅(公団住宅)は設立以来所得の中間層を施策対象として家賃設定をし、市場家賃平均が概ねその額に相当している。

都市再生機構法は、市場家賃を原則としながらも家賃減免を定め、国会が付帯決議をしたのは家賃支払いが困難であると認められた場合など継続居住

者の居住の安定を図るものであった。しかし、居住者の多くが公営住宅収入層であるにもかかわらず、家賃減免が実施されていないのが現状である。

UR賃貸住宅の入居者の状況は、年々高齢化が進み、年金生活者が増え家賃負担が重いと感じる世帯が多くなってきていることが、全国公団住宅自治会協議会が行っている3年毎の団地の生活と住まいのアンケート調査で明らかである。2023年の調査では、第1分位層が世帯の50%を超え、200万円未満層は36%に達し、家賃の負担が重いと感じている世帯は7割を超えている。家賃負担や団地削減等に不安を持ちながらもUR賃貸住宅への永住希望は78%の集計結果である。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等でも、UR賃貸住宅を公的賃貸住宅と位置づけ、高齢者・子育て世代等政策的に配慮が必要な者に対する役割としている。

こうした居住者の状況に鑑み、政府、独立行政法人都市再生機構は法第25条4項の「家賃の減免」を規定通り実施し、UR住宅に居住する高齢者や低所得者の居住の安定を図るべきである。